

## 郡山市農作物病害虫まん延防止緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で発生した病害虫のまん延の防止を目的とする防除対策（以下「事業」という。）のため、市内の農作物の栽培を行う農業者及び農業を営む法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

2 対象病害虫 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (1) 福島県病害虫防除所により市内で初めて確認された病害虫であること。
- (2) これまでの防除対策では、対応できない新たな対応が必要な病害虫であること。
- (3) 発生した場合、収穫量が激減するなど農業経営に大きな影響が生じる病害虫であること。
- (4) 対象農作物の生産者からまん延防止対策の支援要望のある病害虫であること。

3 対象農作物 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (1) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第2条に規定する指定野菜であること。
- (2) 福島県園芸振興プロジェクトにおける取組産地が県中地域となっている対象品目であること。
- (3) 前項に規定する対象病害虫の発生が市内全域に拡大しておらず、大字単位で発生が確認されていない地域がある作物であること。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象病害虫が発生したほ場外辺から7キロメートル以内（対象病害虫の飛翔又は発生状況が広範囲に及ぶ場合、市長が別に定める範囲内）のほ場において、販売又は出荷をする目的で対象農作物の栽培を行う農業者及び農業を営む法人
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がない者
- (3) 国、県、全国農業協同組合連合会福島県本部及び福島さくら農業協同組合から本事業と同様の補助金の交付を受けていない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、第6条の規定による申請の日が属する会計年度（この条において「申請年度」という。）の初日から申請年度の末日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該交付の決定を受けようとする日の属する会計年度の末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、同条第2号の収支予算書は収支決算書（別記様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象農作物作付ほ場の位置図
- (2) 対象農作物作付面積の確認できる図面
- (3) 申請年度の対象農作物の出荷証明等、対象農作物を栽培していることが分かる書類の写し
- (4) 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額
対象病害虫による被害防止対策に必要な資材の購入に要する経費（1ほ場当たり1作分）	防虫ネット（0.4ミリメートル×0.4ミリメートル以下）、粘着式捕虫資材、気門封鎖剤、天敵資材、土壌消毒剤、対象病害虫に耐性のある種苗その他事業に要する資材	購入に要した経費（消費税額は除く。）の合計額の3分の1以内の額で、対象農作物の作付面積10アール当たり15万円を上限とする。

別記様式（第6条関係）

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額	摘 要
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額	摘 要
計		